

# 市町村への権限移譲

団体名	1 平成17年度から平成21年度までの移譲に関する推進スキーム	2 平成17年度～21年度の進捗状況
北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年3月に「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」を策定。</li> <li>毎年度、市町村に移譲要望の照会を行い、協議が整ったものから順次移譲することとしており、要望照会にあわせて市町村向けの説明会を開催しているほか、要望のあった市町村に対し、財政的措置について事前に交付金単価の試算額を示すなど、市町村の検討に資するよう積極的な情報提供に努めている。</li> <li>このように市町村への権限の移譲については、市町村からの要望に基づいて進めることとしているため、目標年次を示すことは困難であるが、市町村が住民サービスの中心的役割を担う地域主権型社会の構築に向けた着実な一歩を踏み出すことができるよう、事務内容の説明や協議などを通してより多くの市町村の理解を得ることにより、一層の推進を図っていく。</li> <li>平成17年3月当時、道が所掌する約2,500件の事務事業・約4,000条項の権限のうち、189件の事務事業・2,054条項の権限を市町村への移譲対象とし、「移譲方針」にあわせて「事務・権限移譲リスト」として提示。リストでは事務事業・権限を、移譲に当たって特段の条件がないもの、受入体制等の条件整備が必要なもの、法制度の改正等が必要なものに区分。</li> <li>このうち移譲に当たって特段の条件がない権限については、早期に全市町村に対して移譲が行われるよう努める。</li> <li>また、移譲に当たって専門的な知識を有する職員の確保や受入体制等の条件整備が必要な事務・権限については、既に条件を満たしている市町村に対しては早期に移譲が行われるよう努めるとともに、条件を満たしていない市町村においても必要な条件整備が進むよう道として必要な協力を行うこととしている。</li> <li>移譲を行った権限については、移譲後3年を目途に、移譲による効果や課題等を把握するフォローアップを行い、その結果などを踏まえ、必要に応じて、移譲方針の見直しを行うこととしている。</li> <li>平成20年度中に「移譲方針」を改訂し、移譲事務の項目数の見直しを行った。</li> </ul>	<p>【移譲方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年3月に「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」を策定。</li> </ul> <p>【移譲の工程及び実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年3月に「事務・権限移譲リスト」を策定し、平成18年度移譲に向けて市町村へ移譲要望を照会。市町村と協議の上、同意を得たものを事務処理の特例に関する条例により移譲。平成18年度移譲実績は、61市町村657権限。</li> <li>平成18年5月に「事務・権限移譲リスト」改訂版を策定し、平成19年度移譲に向けて市町村へ移譲要望を照会。市町村と協議の上、同意を得たものを事務処理の特例に関する条例により移譲。平成19年度移譲実績は、180市町村491権限。</li> <li>平成19年4月に「事務・権限移譲リスト」改訂版を策定し、平成20年度移譲に向けて市町村へ移譲要望を照会。市町村と協議の上、同意を得たものを事務処理の特例に関する条例により移譲。平成20年度移譲実績は、128市町村327権限。</li> <li>平成20年4月に「事務・権限移譲リスト」改訂版を策定し、平成21年度移譲に向けて市町村へ移譲要望を照会。市町村と協議の上、同意を得たものを事務処理の特例に関する条例により移譲。平成21年度移譲実績は、179市町村248権限。</li> <li>「移譲方針」改訂に伴い、移譲事務を10項目追加。</li> <li>平成21年4月に「事務・権限移譲リスト」改訂版を策定し、平成22年度移譲に向けて市町村へ移譲要望を照会。市町村と協議の上、同意を得たものを事務処理の特例に関する条例により移譲。平成22年度移譲実績は、176市町村456権限。</li> </ul> <p>【フォローアップ報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移譲による効果や課題等を把握するため、市町村へのアンケート調査等を行い、平成20年3月に「『道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針』フォローアップ報告書」を作成。</li> </ul>
青森県	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年3月に「青森県事務権限移譲推進計画」を策定した。</li> <li>平成20年12月に策定された「青森県行財政改革大綱」においても市町村への権限移譲の推進を掲げている。</li> <li>推進計画では、移譲対象となる事務を分野別に分類し、移譲に当たっての課題等を提示しており、市町村に対する説明会を開催して周知を図るとともに、移譲希望調査や協議を通じて具体的な移譲事務を決定していく。</li> </ul>	<p>平成18年度(計画の実施初年度)は23市町村に対し10法令166事務、平成19年度は24市町村に対し11法令91事務、平成20年度は40市町村に2法令5事務、平成21年度は20市町村に対し1法令1事務を移譲した。</p>
岩手県	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年4月に「県事務の市町村への移譲指針」を策定し、権限移譲の考え方、進め方のほか、市町村に移譲可能な事務などのメニューを提示した。</li> <li>平成20年3月には「岩手県分権推進会議」での検討を踏まえて、各行政分野別における役割分担を整理したうえで、22年度までを期間とする、権限移譲の基本的な考え方と移譲対象事務をとりまとめた「岩手県権限移譲等推進計画」を策定し、今後住民本位の行政サービスの一層の向上を目指し、市町村との役割分担を明確にしながら体系的に権限移譲を進めることとしている。</li> <li>20年度には、各市町村における「権限移譲推進プログラム」の策定を支援し、プログラムに基づく計画的な権限移譲を推進していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年4月に「県事務の市町村への移譲指針」を策定し、権限移譲の考え方、進め方のほか、市町村に移譲可能な事務など629項目(累計)のメニューを提示した。</li> <li>平成18年5月に指針を改定し、権限移譲に対する県のスタンスを明確にするとともに、移譲対象項目を912項目(累計)に拡大した。要望のあった市町村と権限移譲に係る研究会を設置し、具体的な検討等を行った結果、平成19年4月から、31市町村に対して、977項目(累計)の権限移譲が行われることとなった。</li> <li>平成19年5月に指針を再改定し、移譲対象項目の精査により移譲対象項目を1,033項目(累計)に拡大、市町村との研究会による検討の結果、平成20年4月から33市町村に対し、987項目(累計)の権限移譲が行われることとなった。</li> <li>平成20年度に各市町村と広域振興局等で検討し、市町村ごとに「権限移譲推進プログラム」(平成21年度～平成22年度)を策定し、移譲対象事務について、移譲年度等を具体的に定め、十分な準備期間を設けて、円滑に権限移譲を進めていくこととなった。(平成21年度は延べ539項目、1,147事務を移譲、平成22年度は526項目、1,170事務を移譲)</li> </ul>

団体名	1 平成17年度から平成21年度までの移譲に関する推進スキーム	2 平成17年度～21年度の進捗状況
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年9月に「県から市町村への権限移譲推進要綱」、平成20年3月に「宮城県権限移譲推進要綱」を策定し、市町村に対し移譲対象事務を提示。</li> <li>・移譲対象事務は、市町村の希望状況等により、必要に応じて見直しを行い、追加等を行う。 (平成21年4月現在の移譲対象事務:113事務、95法令)</li> <li>・毎年度、市町村の移譲希望調査を行い、移譲の申し出のあった事務について、県と市町村で十分協議を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成17年度(平成18年4月1日から移譲した事務)</li> <li>・55事務を市町村に移譲</li> <li>・そのうち、新たに移譲した事務は30事務</li> <li>・新たに移譲した事務の法令数は16法令</li> <li>○平成18年度(平成19年4月1日から移譲した事務)</li> <li>・38事務を市町村に移譲</li> <li>・そのうち、新たに移譲した事務は7事務</li> <li>・新たに移譲した事務の法令数は6法令</li> <li>○平成19年度(平成20年4月1日から移譲した事務)</li> <li>・38事務を市町村に移譲</li> <li>・そのうち、新たに移譲した事務は4事務</li> <li>・新たに移譲した事務の法令数は10法令</li> <li>○平成20年度(平成21年4月1日から移譲した事務)</li> <li>・75事務を市町村に移譲</li> <li>・そのうち、新たに移譲した事務は2事務</li> <li>・新たに移譲した事務の法令数は2法令</li> <li>○平成21年度(平成22年4月1日から移譲した事務)</li> <li>・37事務を市町村に移譲</li> <li>・そのうち、新たに移譲した事務はなし</li> </ul> <p>※20年度より新要綱にて権限移譲を進めているため、前年度までの数値と合算することはできない。</p>
秋田県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・16年8月に権限移譲推進プログラムを策定。</li> <li>・移譲対象項目については、事務事業の見直しによって洗い出しを行い、庁内ワーキンググループによる検討</li> <li>・調整を行った後、メニューとして提示。</li> <li>・市町村を訪問するとともに、説明会を開催するなどして、市町村の理解を得ながら移譲に努める。</li> <li>・19年度には、進捗状況、市町村の意向などを踏まえ、移譲対象項目、推進方法などの見直しをする予定。</li> <li>・21年度は、国の地方分権改革推進委員会の動向を踏まえながら、市町村ごとに受入れ項目を提案していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20年4月に権限移譲推進プログラムを改定。</li> <li>・17年度は8項目、18年度が10項目、19年度は2項目、20年度は1項目を追加した(17年度に3項目を1項目に統合)。</li> <li>・18年度は2市、19年度は2市1町で研究会を開催した。</li> <li>・20年度及び21年度は、22市町村で事務内容の説明会の開催や移譲対象事務担当者による市町村訪問の実施より、権限移譲の推進に努めた。</li> </ul>
山形県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成18年度に「山形県事務・権限移譲推進方針(仮称)」を策定</li> <li>○「山形県地方分権委員会」で県側の事務・権限移譲推進リストを作成し、「県・市町村地方分権検討委員会」で市町村と調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成18年10月23日に「山形県事務・権限移譲推進プログラム」を策定し、148法令1,721項目の「権限移譲可能リスト」を作成</li> <li>○同プログラムに基づき、市町村から権限移譲に向けた希望調査を実施、23市町村から26法令242項目の希望あり</li> <li>○平成19年度移譲実施分について、支援チーム及び研究会を設置し、円滑な移譲に向けた検討を実施し、5法令42項目の事務権限を移譲</li> <li>○平成20年度は地方分権推進委員会の第一次勧告を受けて「権限移譲可能リスト」を見直し、8法令200事務を追加掲載</li> <li>○平成20年度移譲実施分について、支援チーム及び研究会による検討を実施し、5法令36項目の事務権限を移譲</li> <li>○平成21年度についても、支援チーム及び研究会による検討を実施し、12法令83項目の事務権限を移譲、平成22年度実施分として、8法令69項目の移譲を決定</li> </ul>

団体名	1 平成17年度から平成21年度までの移譲に関する推進スキーム	2 平成17年度～21年度の進捗状況
福島県	<p>○ オーダーメイド権限移譲を新たに導入するため、平成18年度上半期において、移譲可能な権限のリストを市町村と連携して作成し、平成18年度下半期以降の権限移譲に反映させる。</p> <p>○ 地域密着型自治制度研究会を設立し、定期的に会議を開催して、制度の問題点を洗い出し、解決を目指す。</p>	<p>・H18.2 分権宣言進化プログラムを策定し、その実践項目としてオーダーメイド権限移譲の導入を決定(平成10年に策定した「市町村への権限移譲に当たっての県の基本的な考え方」に基づいて行ってきた権限移譲に加え、新たに市町村が自らの地域づくりに必要な権限を選択できる権限移譲方式として導入)。</p> <p>・H18.7 地域の実情から地方自治制度や地方自治運営について研究する「地域密着型地方自治制度研究会」を設置し、その議論の一つとしてオーダーメイド権限移譲についても進捗状況や考え方について提示。</p> <p>・H19.1 新たに91法令等1,149事務を移譲可能としてリストアップ。</p> <p>・H19.3 「市町村への権限移譲に当たっての県の基本的な考え方」を、オーダーメイド権限移譲に対応できるよう、「市町村の主体性が発揮できる権限移譲の推進について」として再整理。</p> <p>・H19.3 60市町村のうち22市町村から権限の選択を受けた(29法令等199事務)。</p> <p>・H19.4～ 上記22の市町村に対し、制度全般の説明を行った後、県担当部局との移譲実現に向けての具体的な協議を開始。</p> <p>・H19.7 鳥獣保護法に基づく有害鳥獣捕獲等の権限(対象鳥獣の拡大)については、オーダーメイド方式での移譲を進めていたが、移譲を希望する市町村数も多く、個体数調整を目的とした捕獲許可等に関する権限について全市町村へ移譲した(14事務)。</p> <p>・H21.3 オーダーメイド方式により、未熟児の訪問指導等の3法令(母子保健法、分収林特別措置法、公有地の拡大の推進に関する法律)15事務権限をのべ15市町村に移譲する条例案が県議会で可決。</p> <p>・H21.4 オーダーメイド方式により、15事務権限をのべ15市町村に移譲。</p> <p>・H21.12 オーダーメイド方式により、農地等の権利移動の許可等の2法令(農地法、租税特別措置法)23事務権限をのべ2市に移譲する条例案が県議会で可決。</p> <p>・H22.3 オーダーメイド方式により、未熟児の訪問指導等の2法令(母子保健法、公有地の拡大の推進に関する法律)7事務権限をのべ6市町村に移譲する条例案が県議会で可決。</p> <p>・H22.3 移譲可能リストに新たに30法令181事務を追加。</p>
茨城県	<p>・「まちづくり特例市」の指定要件は、従来人口10万人以上(合併した市については5万人以上)であったが、平成20年度から、人口5万人以上の全ての市に拡大することとした。</p> <p>・平成21年度からは人口5万人未満の市についても「まちづくり特例市(第二期)」に指定し、包括的な権限移譲を行うこととした。</p> <p>・平成21年度までに67法令838事務の権限移譲を進める。</p> <p>・平成21年2月に「市町村への権限移譲方針」を新たに策定し、更なる権限移譲を計画的に推進する。</p> <p>・県と市町村で行う各種会議の場を活用し、意思疎通を図っていく。</p>	<p>・平成21年度までに人口5万人以上の全ての市を「まちづくり特例市」に指定済。</p> <p>・平成22年4月1日には、人口5万人未満の市のうち5市について、「まちづくり特例市(第二期)」に指定済。</p> <p>・平成17年度当初移譲事務数:48法令518事務</p> <p>・平成18年度当初移譲事務数:53法令669事務</p> <p>・平成19年度当初移譲事務数:54法令690事務</p> <p>・平成20年度当初移譲事務数:56法令710事務</p> <p>・平成21年度当初移譲事務数:67法令838事務</p> <p>・平成22年度当初移譲事務数:76法令1,005事務 (※各年度 4月1日現在)</p> <p>・市町村長会議において「まちづくり特例市」制度について説明を行った。</p> <p>・市町村地方分権担当課長会議を開催し、権限移譲について意見交換を行った。</p>

団体名	1 平成17年度から平成21年度までの移譲に関する推進スキーム	2 平成17年度～21年度の進捗状況
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栃木県権限移譲基本方針を策定し権限移譲の対象となる事務と市町村の規模等を提示している。</li> <li>・権限移譲推進期間は、平成19年度から平成22年度。</li> <li>・平成19年度からの移譲対象項目は、58法令972項目。 (平成18年度)4法令19事務 (平成19年度)35法令510事務 (平成20年度)11法令306事務 (平成21年度)6法令95事務 (平成22年度)6法令61事務</li> <li>・県と市町村との協議の場を開催する(市町村権限移譲調整会議)。</li> <li>・権限移譲推進計画を策定し、計画的に移譲を推進する。</li> </ul>	<p>平成17年度に知事と市町村長との協議の場である政策懇談会で今後の権限移譲の進め方等について議論。</p> <p>平成18年5月に権限移譲基本方針を策定。 平成18年11月に権限移譲推進計画を策定。 平成19年12月に権限移譲推進計画を改訂。 平成20年12月に権限移譲推進計画を改訂。 平成21年11月に権限移譲推進計画を改訂。 (改訂後:61法令1,249項目)</p>
群馬県	<p>○平成17年3月に「第三次県・市町村権限移譲推進基本計画」を策定し、平成17年度から19年度までの3年間に権限移譲する事務の概要及び移譲対象市町村を提示(計画期間中に対象市町村の拡大を含め15法令等199事項を移譲予定)</p> <p>○「第三次県・市町村権限移譲推進基本計画」に基づき「年次別県・市町村権限移譲推進計画」を毎年度策定し、事務量や事務処理手順等を提示。</p> <p>○平成20年1月に「ぐんま県・市町村パートナーシップ委員会」を設置し、県と市町村の連携・協力体制を強化。</p> <p>○平成20年3月に「新ぐんま権限移譲推進プラン(以下プラン)」を策定し、平成20年度から平成22年度までの3年間に権限移譲を推進する事務の一覧を市町村に提示。</p> <p>○平成21年3月に地方分権改革推進委員会の第1次勧告において示された事務等について、プランの見直しを実施し、平成22年4月1日現在、176法令等188事務について、権限移譲を推進する事務として市町村に提示。</p>	<p>○「第三次県・市町村権限移譲推進基本計画」掲載事務の移譲実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H18.4.1現在6法令等78事項を移譲</li> <li>・H19.4.1現在3法令等50事項を移譲</li> <li>・H20.4.1現在4法令等37事項を移譲</li> </ul> <p>→計画期間内に13法令等165事項(累計)を移譲</p> <p>○「新ぐんま権限移譲推進プラン」掲載事務の移譲実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H21.4.1現在14法令等210事項を移譲</li> <li>・H22.4.1現在1法令等36事項を移譲</li> </ul>
埼玉県	<p>・17年度から19年度にかけては、埼玉県権限移譲方針(16年12月策定)に基づき計画的に権限移譲を推進した。20年度から22年度にかけては、第二次埼玉県権限移譲方針(19年10月策定)に基づき権限移譲の在り方や移譲事務を再度見直し、一層の権限移譲を進め市町村のパワーアップを図る。</p> <p>(21年4月1日時点の移譲対象事務:144事務、同時点の移譲事務131事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ごとに市町村説明会を開催し、権限移譲の趣旨等について周知を図るとともに、課題等の共有化を図る。(20年度は8地域で開催)</li> <li>・事業担当課の市町村説明会や個別ヒアリング等を積極的に実施する。</li> <li>・移譲事務に関する市町村職員の実務研修の実施や、専門的知識や資格が必要とされる事務については、県職員を派遣するなど、市町村に対する人的支援を実施する。</li> <li>・まとめて権限を受ける意思がある市町村を分権モデル市町村(分権中核自治体、分権特例自治体、まちづくり分権自治体)に指定するなど、特別な支援を行うことで、権限移譲の一層の推進を図る。</li> </ul>	<p>17年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規移譲事務 7事務(17年12月条例改正・18年4月施行)</li> <li>・分権モデル市町村(まちづくり分権自治体)の指定 6市</li> </ul> <p>18年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除外事務 1事務(18年7月条例改正・施行)</li> <li>・新規移譲事務 1事務(18年9月条例改正・10月施行)</li> <li>・新規移譲事務 2事務(18年12月条例改正・19年4月施行)</li> <li>・分権モデル市町村(まちづくり分権自治体)の指定 3市町</li> </ul> <p>19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除外事務 1事務(19年12月条例改正・20年4月施行)</li> <li>・新規移譲事務 3事務(19年12月条例改正・20年4月施行)</li> <li>・分権モデル市町村(まちづくり分権自治体)の指定 1市</li> </ul> <p>20年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規移譲事務 7事務(20年12月条例改正・21年4月施行)</li> <li>・分権モデル市町村(まちづくり分権自治体)の指定 2市町</li> </ul> <p>21年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規移譲事務 2事務(21年12月条例改正・22年4月施行)</li> <li>・分権モデル市町村(まちづくり分権自治体)の指定 1市</li> </ul>

団体名	1 平成17年度から平成21年度までの移譲に関する推進スキーム	2 平成17年度～21年度の進捗状況
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年3月に「市町村への包括的な権限移譲の考え方」を提示し、権限移譲の対象となる事務と市町村の規模等を示して意見回答を求めた。</li> <li>今後、市町村の意向を十分に踏まえて権限の移譲を進めていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県関係課と調整の上、平成18年3月に「市町村への包括的な権限移譲の考え方」を提示し、市町村の意見回答を求めた。</li> <li>これを踏まえて、平成18年8月に市町村への権限移譲に係る説明会を開催した。また、市町村の希望や県担当課の意見等を踏まえ、権限移譲パッケージリストの見直しを行い、平成19年3月、平成20年3月、平成21年1月、平成22年3月に新たなリストを市町村へ提示した。</li> </ul>
東京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二次東京都地方分権推進計画に基づき都から区市町村への地方分権を進めていく。</li> <li>区市町村との十分な協議を経て、順次、事務・権限の移譲を進めていく。</li> <li>一定のルールに基づき区市町村との協議を進めていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度には、大気汚染防止法等に基づく事務などについて、区市町村との協議を経た上で、順次、移譲を進めた。</li> <li>平成18年度には、八王子市が保健所政令市に移行することについて合意し、平成19年4月に保健所事務とともに、薬事法等に基づく事務等を移譲した。</li> <li>平成19年度には、国分寺市が建築主事設置市に移行することについて合意し、平成20年4月に建築基準行政事務とともに都市計画法に基づく事務等を移譲した。</li> <li>平成20年度には、大気汚染防止法等に基づく事務について、市における移譲範囲の拡大を行うこととした。</li> <li>平成21年度には、特定都市河川浸水被害対策法に基づく事務の移譲について、市との協議を開始した。</li> </ul>
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>「包括的権限移譲の仕組み(「チャレンジ市町村制度」)の取組方針」(平成17年9月決定)に基づき取組を進める。</li> <li>包括的権限移譲とは、市町村の意向を尊重しながら一定のまとまりのある権限を計画的に移譲する仕組みであり、県と市町村が共同で設置している「県・市町村間行財政システム改革推進協議会」において検討・構築したものである。</li> <li>仕組みの内容としては、市町村が担う方向で検討することが適当と考えられる権限を一定のまとまりに分類(平成20年度:35法令43権限)したうえで、その中から、移譲に向けた県・市町村間の具体的な協議が可能となった権限を別途メニュー化し、市町村との調整を行う。なお、移譲対象権限については、継続的に市町村と検討を行い、追加・拡充を図る予定である。</li> <li>また、従来からの権限移譲項目で移譲が完了していない一部市町村に対しては、引き続き移譲に向けた検討を働きかけていく。</li> <li>移譲の検討・調整にあたっては、「県・市町村間行財政システム改革推進協議会」の場を活用して行うこととしている。</li> </ul>	<p>平成17年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「包括的権限移譲の仕組み(「チャレンジ市町村制度」)の取組方針」をとりまとめた。</li> <li>「取組方針」に基づき市町村と協議した結果、平成18年度から2権限を2市に移譲することとなった。</li> </ul> <p>平成18年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「リスト」(移譲の検討対象とする権限)へ5権限を追加し37権限とするとともに、「メニュー」(「リスト」のうち平成19年度から移譲可能な権限)については7権限を追加し25権限とし、移譲対象権限の拡充を図った。</li> <li>市町村と協議した結果、平成19年度からは6市町村に7権限を移譲することとなった。</li> </ul> <p>平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「リスト」及び「メニュー」へそれぞれ1権限を追加し(38権限、26権限)、移譲対象権限の拡充を図った。</li> <li>市町村と協議した結果、平成20年度からは25市町村に6権限を移譲することとなった。</li> </ul> <p>平成20年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「リスト」へ5権限を追加し43権限とするとともに、「メニュー」については3権限を追加し29権限とし、移譲対象権限の拡充を図った。</li> <li>市町村と協議した結果、平成21年度からは11市町村に6権限を移譲することとなった。</li> </ul> <p>平成21年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「リスト」へ6権限を追加し49権限とするとともに、「メニュー」については4権限を追加し33権限とし、移譲対象権限の拡充を図った。</li> <li>市町村と協議した結果、平成22年度からは7市町村に6権限を移譲することとなった。</li> </ul>
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> <li>「県から市町村への事務・権限の移譲計画」を策定し、移譲対象事務・権限のメニュー及び分野別の移譲対象パッケージを提示(平成20年度の移譲対象事務は、206項目、2,262事務)</li> <li>毎年度、市町村からの申出(要望)に基づき、移譲する事務・権限を決定</li> <li>移譲の進捗状況は県のホームページ等で公表するとともに、移譲対象メニューは定期的に見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>18年3月「移譲計画」を策定し、市町村に移譲対象事務・権限等を提示(毎年度メニュー見直し)</li> <li>移譲計画策定後、これまでの4年間で、112項目の事務・権限を、延べ821市町村に移譲(うち、平成22年4月の移譲分は、47項目、延べ183市町村)</li> <li>県ホームページに、市町村に移譲する事務・権限一覧等を掲載済み</li> </ul>

団体名	1 平成17年度から平成21年度までの移譲に関する推進スキーム	2 平成17年度～21年度の進捗状況
富山県	<p>(1)基本的な考え方 地方分権型社会においては、市町村は住民に最も身近な基礎自治体として、「自己決定、自己責任の原則」のもと、地域の実情に即した行政サービスの提供や地域づくりを行うことが求められている。 また、全国的に市町村合併が進むなか、本県においても合併に伴う市町村の再編が行われ、行政区域の拡大や行財政基盤の充実など市町村の機能は大きく変わろうとしている。 こうした状況を踏まえ、現在、県が行っている事務のうち、市町村が行うことで、より効率的かつ住民の満足度を高めていくことができるものについては、市町村の意向に基づき事務処理の権限を移譲する。</p> <p>(2)これまでの取組み状況 「富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」及び「富山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」を定め、平成21年4月1日現在で、81法令(条例等を含む。)993の事務について、市町村に権限を移譲している。</p> <p>(3)今後の取組み 住民ニーズが多様化していることや市町村の規模や行財政基盤も一様ではないため、全ての市町村に、一律かつ同一時期から権限を移譲することは現実ではないことから、毎年度、市町村に対し、権限の移譲を希望する事務に関する調査を行い、意欲のある市町村からの申し出に基づいて権限の移譲を行うとともに、県においても積極的に移譲を検討すべき事務の基準を設定し、権限の移譲を推進する。</p>	<p>○平成17年度当初から施行 9法令32事務を移譲。 (1)県理容師法施行規則(必要な措置の緩和に関する事務) (2)県美容師法施行規則(必要な措置の緩和に関する事務) (3)県クリーニング業法施行規則(必要な措置の緩和に関する事務) (4)県興行場の公衆衛生上の基準を定める条例(必要な措置の緩和に関する事務) (5)県公衆浴場基準条例(必要な措置の緩和に関する事務) (6)県公衆浴場法施行規則(必要な措置の緩和に関する事務) (7)建築基準法(許可申請の経由等) (8)県一般職等の給与に関する規則(扶養親族届出の受理等) (9)県一般職等の通勤手当に関する規則(通勤届出の受理等)</p> <p>○平成18年度当初から施行 5法令61事業を移譲。 (1)浄化槽法(水質検査の結果報告、廃止届の受理等) (2)老人福祉法(老人居宅生活支援事業に係る届出の受理等) (3)介護保険法(介護予防サービス事業者の指定等) (4)土地区画整理法(事業報告書等の提出の受理) (5)動物愛護管理法(動物取扱業の登録等) (6)ハートビル法(特定建築物認定申請書等の経由)</p> <p>○平成19年度当初から施行 4法令27事務を移譲。 (1)鳥獣保護法(許可対象獣類の追加) (2)バリアフリー新法(路外駐車場管理者等からの届出の受理等) (3)毒物劇物法(特定毒物使用者指定証の交付等) (4)医療法(社会医療法人の認定申請の受理等)</p> <p>○平成20年度当初から施行 5法令22事務を移譲。 (1)富山県肝炎治療特別促進事業(肝炎治療に係る交付申請書の経由) (2)都市計画法(開発行為の協議 等) (3)漁業法(漁業権の信託登録に係る経由事務) (4)建築基準法(建築物の容積率の特例に係る認定申請の受理 等) (5)温泉法(土地掘削の相続に係る承認申請の受理 等)</p> <p>○平成21年度当初から施行 2法令21事務を移譲。 (1)公有地の拡大の推進に関する法律(土地を譲渡しようとする場合の届出の受理等) (2)長期優良住宅の普及の促進に関する法律(「認定長期優良住宅建築等計画」の認定の申請の受理の経由事務等)</p>
石川県	<p>・市町においては、合併の進展により、行財政基盤が強化され、地方分権の担い手として、また、住民にもっとも身近で総合的な行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが期待されることから、現在、県が行っている事務のうち、市町で行うことにより住民の満足度を高めていくことが期待できる事務のリスタップや権限移譲の進め方を整理し、「市町への権限移譲推進指針」(仮称)としてとりまとめることとしている。</p> <p>・この指針に基づき、権限の移譲を進めていく際にも、市町に混乱を来たすことにならないよう、市町の受入体制を十分勘案することが必要であり、今後とも、合併市町の状況にも十分配慮し、市町の要望を踏まえながら十分協議を行いつつ、逐次、進めていくこととしている。</p>	<p>・「市町への権限移譲推進指針」(仮称)策定に向け、市町アンケートを実施したところ、市町では行財政改革の取組みの中で新たな人員配置が必要となる事務の受入れは困難である等の消極的意見が多数であった。 ・また、H21年度については、地方分権改革推進委員会の第1次勧告で示された市町村への権限移譲項目の取扱について、政府の取扱等の状況把握を行ったところである。 ・こうしたことを踏まえ、H17～H21年度は、市町からの要望や新たな制度創設など、業務の必要に応じて、個別に権限移譲を行った。</p> <p>&lt;H17～H21年度の移譲事務&gt; H17.12施行：石綿に係る解体作業等の届出等に係る事務(移譲先：金沢市) H18.4施行：開発許可、優良宅地認定等に係る事務(移譲先：七尾市) H18.6施行：動物取扱業の登録及び特定動物の飼養許可等に係る事務(移譲先：金沢市) H18.10施行：ふぐ処理営業許可等に係る事務(移譲先：金沢市) H19.4施行：都市計画法上の開発許可事務(移譲先：白山市、能美市) H19.11施行：都市計画法上の開発行為等の協議事務(移譲先：小松市、七尾市、白山市、能美市) H20.6施行：景観計画区域内における行為の届出又は通知に係る書類の受付及び県への送付等(移譲先：景観形成団体を除く各市町)</p>

団体名	1 平成17年度から平成21年度までの移譲に関する推進スキーム	2 平成17年度～21年度の進捗状況
福井県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「移譲推奨事務メニュー」を毎年更新し、市町へ提示</li> <li>・市町事務移譲担当課長会議の開催</li> <li>・知事・市町長政策懇談会の開催</li> </ul>	<p>「移譲推奨事務メニュー」を毎年更新し、メニューの拡大・充実を行った。  毎年市町事務移譲担当課長との協議の場を設けた。  19年度の知事・市町長政策懇談会において、事務移譲について協議した。</p>
山梨県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度に策定した「市町村への権限移譲推進計画(第2次計画)」に基づき、移譲事務及び移譲対象市町村の拡大を進める。</li> <li>・平成18年度中に上記第2次計画の見直し又は第3次計画の策定を行い、更なる市町村への権限移譲を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次計画に搭載した移譲対象事務について、平成18年4月から延べ103事務・団体に移譲し、また、平成19年4月から延べ130事務・団体に移譲を拡大した。</li> <li>・第3次計画において移譲対象とする25法令に係る事務を新たに選定した。新たに移譲する事務のうち一部事務については、第2次計画搭載事務と併せ、平成19年4月から先行的に移譲した。</li> <li>・平成19年12月、「市町村自立推進プログラム」を策定し、新たに26法令に係る事務と2次計画からの継続分として14法令に係る事務を移譲対象事務とした。</li> <li>・「市町村自立推進プログラム」に搭載した移譲対象事務について、平成20年4月までに延べ214事務・団体に移譲した。また、平成21年4月から延べ65事務・団体に移譲を拡大した。</li> <li>・「市町村自立支援プログラム」に基づき、平成22年4月から延べ19事務団体に委譲を拡大した。</li> </ul>
長野県	<p>①住民に身近なサービスの提供は基礎自治体である市町村が主役となるべきであり、②県は、広域性、専門性を発揮しながら市町村を後方、側面から支援していくという県と市町村の明確な役割分担の下、地域の課題を地域で解決できる体制を構築していく必要がある。  このため、市長会、町村会と「県と市町村とのあり方検討会」を共同設置し、「市町村への権限移譲」「現地機関への権限委譲」「県と市町村との連携の強化」などについて、議論をし、実施していく。</p>	<p>○平成18年12月に「県と市町村とのあり方検討会」を設置し、計4回の検討会を開催し、平成20年3月に検討結果を報告  &lt;報告の考え方&gt;  市町村への権限移譲、市町村と県の連携の強化、現地機関の役割の強化、市町村と現地機関の関わりのあるあり方などの観点から、市町村をはじめ広域連合等と十分に意見交換をしながら検討していく</p> <p>○19年4月実施の市町村への権限移譲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2ヘクタール以下の農地転用許可等に関する事務:希望する4町村に移譲</li> <li>・有害鳥獣捕獲許可:ツキノワグマの緊急駆除を含め市町村権限とする鳥獣の種類を拡大</li> </ul> <p>○20年4月実施の市町村への権限移譲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公有地の拡大に関する法律の都市計画区域内の土地等の買取り協議団体の決定等の事務</li> <li>:希望する2市町に移譲</li> <li>・2ヘクタール以下の農地転用許可等に関する事務:希望する2市町を追加</li> </ul> <p>○21年4月実施の市町村への権限移譲等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の規定に基づく国への經由事務等:1市に移譲</li> <li>・公有地の拡大に関する法律の都市計画区域内の土地等の買取り協議団体の決定等の事務:希望する3市町を追加</li> <li>・2ヘクタール以下の農地転用許可等に関する事務</li> <li>:希望する1市を追加</li> <li>※県管理の道路の維持管理  (道路パトロール、小破修繕等)  :モデル的に1村に民法上の契約により委託</li> </ul> <p>○22年4月実施の市町村への権限移譲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健法の規定に基づく低体重児が出生したときの届出の受理等の事務</li> <li>:3市町に移譲</li> <li>・工場立地法の規定に基づく特定工場の新設の届出の受理等の事務:1市に移譲</li> <li>・公有地の拡大に関する法律の都市計画区域内の土地等の買取り協議団体の決定等の事務:希望する3町村を追加</li> </ul>

団体名	1 平成17年度から平成21年度までの移譲に関する推進スキーム	2 平成17年度～21年度の進捗状況
岐阜県	<p>○平成17年度から第3次権限移譲を開始。県から制度的に移譲可能な事務(約3,500項目)を全て提示し、その中から市町村が自らの意思で移譲事務を選択する方式を採用。</p> <p>○第3次権限移譲の取組を進める中、知事及び参加を希望する市町村長が、県と市町村がそれぞれ担っている役割の現状と課題を検証し、今後のあるべき役割分担と連携の姿を描き、その実現に向けた取組を行なうことを目的として、平成18年12月、「県と市町村との役割分担検討会議」を設置。</p> <p>○平成19年10月、今後の中長期的な権限移譲等に係る基本的な考え方となる「県と市町村との役割分担～担うべき役割の明確化～」をとりまとめるとともに、その考え方に基づき、今後、県から市町村に移譲を目指す権限・事務及びそのために必要となる財源措置等について、検討会議としての議論をとりまとめた「権限移譲のあり方に関する報告書」を平成20年4月に作成。</p> <p>○県と市町村は、当該報告書の主旨を尊重しながら、実際に移譲を行う事務について、個別協議を実施。</p>	<p>【平成17年度】 ○第3次権限移譲を先行的に実施。 ・新規移譲事務の拡大 4法令22事務</p> <p>【平成18年度】 ○第3次権限移譲を本格的に実施。 ・既移譲事務の拡大 4法令54事務 ・新規移譲事務の拡大 25法令371事務 ○平成18年12月、「県と市町村との役割分担検討会議」を設置。</p> <p>【平成19年度】 ○第3次権限移譲を引き続き実施。 ・既移譲事務の拡大 17法令403事務 ・新規移譲事務の拡大 5法令37事務 ○平成19年10月、「県と市町村との役割分担～担うべき役割の明確化～」をとりまとめ。</p> <p>【平成20年度】 ○平成20年4月、「権限移譲のあり方に関する報告書」を作成。当該報告書の主旨を尊重しながら、市町村と権限移譲の協議を実施。 ・既移譲事務の拡大 21法令465事務</p> <p>【平成21年度】 ○報告書の主旨を尊重しながら、市町村との協議を引き続き実施。 ・既移譲事務の拡大 17法令367事務 ・新規移譲事務の拡大 2法令18事務</p>
静岡県	<p>1 平成17年度～平成18年度 ・平成15年度に策定した静岡県第3次権限移譲推進計画(平成16年度～平成18年度)に基づき、計画的に権限移譲を実施した。 ・移譲事務数の目標を年度毎に設定の上、推進した。</p> <p>2 平成19年度～平成21年度 ・平成18年度に静岡県第4次権限移譲推進計画(平成19年度～平成21年度)を策定した。 ・移譲事務数の目標を年度毎に設定した。</p>	<p>1 静岡県第3次権限移譲推進計画 &lt;計画&gt; 17年度 法令数50、事務数749 18年度 法令数26、事務数288 &lt;実績&gt; 17年度 法令数75、事務数785 18年度 法令数50、事務数429</p> <p>2 静岡県第4次権限移譲推進計画 &lt;計画&gt; 19年度 法令数13、事務数91 20年度 法令数8、事務数121 21年度 法令数1、事務数8 &lt;実績&gt; 19年度 法令数22、事務数161 20年度 法令数20、事務数154 21年度 法令数11、事務数60</p>
愛知県	<p>・平成15年度に権限移譲推進要綱を策定(平成16年度～20年度移譲分) ・平成19年度に新たな権限移譲推進要綱を策定(平成21年度以降移譲分)</p>	<p>・平成17年11月1日に、権限移譲推進要綱を改正(メニュー2項目追加→計40項目)。 ・平成18年11月1日に、権限移譲推進要綱を改正(メニュー2項目追加→計42項目)。 ・平成19年11月1日に、権限移譲推進要綱を改正(メニュー1項目追加→計43項目)。 ・平成20年4月1日に、権限移譲推進要綱を改正(既に対象全市町村へ移譲済みの事務についてもメニューに記載することとした結果、計128項目に再整理。うち移譲対象事務は45項目)。 ・平成20年11月1日に、権限移譲推進要綱を改正(メニュー13項目追加、1項目削除→計140項目)。 ・平成21年11月1日に、権限移譲推進要綱を改正(メニュー3項目追加→計143項目)。</p>



団体名	1 平成17年度から平成21年度までの移譲に関する推進スキーム	2 平成17年度～21年度の進捗状況
三重県	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年6月に策定した「三重県権限移譲推進方針」に基づき、市町と協議しながら、「地域課題解決型パッケージ」を中心に包括的権限移譲を推進する。この方針の推進期間は平成17年度から平成21年度までの5か年とし、特に、平成17年度から平成19年度までの期間は集中的に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>17年6月に「三重県権限移譲推進方針」を策定した。</li> <li>特に、平成17～19年度の集中取組期間には、包括的権限移譲を推し進め、県が市町に提示した13種類の包括的権限移譲パッケージのうち、8パッケージ17法令210条項の事務を一部の市町に移譲した。</li> <li>平成22年4月1日現在、市町へ移譲している事務の数は、31法律、5施行令、6規則、11条例、5県規則の58法令等631条項。(經由事務を除く。事務処理特例条例に基づく移譲)</li> <li>平成21年度に今後の権限移譲の進め方を市町とともに検討し、国の地域主権改革を踏まえて「三重県権限移譲推進方針」の改定を行うこととし、その間、現行の方針を当面(2か年)延長することとした。</li> </ul>
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>県と市町が共同で設置している「滋賀県・市町パートナーシップのあり方検討協議会」において、移譲事務、移譲対象市町、移譲可能時期や移譲方法などを整理した「さらなる権限移譲基本計画」を平成17年度に策定(74事務901条項数)</li> <li>引き続き平成18年度に、基本計画で整理された移譲事務の円滑な移譲に向けて、課題と県の支援策などの対応策や移譲実施時期を整理</li> <li>市町の規模に応じた一律方式、意欲をもつ市町に積極的に移譲を進めるメニュー方式とパッケージ方式により移譲を推進</li> <li>基本計画で整理された移譲事務について、各市町の意向に応じて、計画期間に出来る限り多くの事務を移譲</li> </ul>	<p>平成17年10月1日に、権限移譲推進計画を策定した。</p> <p>平成19年4月1日に、権限移譲推進計画における移譲事務の項目を10項目追加した。</p> <p>平成20年4月1日、権限移譲推進計画における移譲事務の項目を14項目追加した。</p> <p>平成21年4月1日、権限移譲推進計画における移譲事務の項目を187項目追加した。</p> <p>平成22年4月1日に、権限移譲推進計画における移譲事務の項目を8項目追加した。</p>
京都府	<p>「京都府分権型行政推進本部」や「第1次勧告に関する京都府・市町村権限移譲推進会議」において、市町村とともに検討を行い、権限移譲を推進。</p>	<p>平成19年10月に、知事を本部長とする「京都府分権型行政推進本部」を設置し、「権限移譲・事業共同化チーム」において、市町村への権限移譲のあり方、移譲事務、移譲の方法等について検討。</p> <p>さらに、地方分権改革推進委員会の第1次勧告を踏まえ、平成20年6月19日に、京都府と市町村による「第1次勧告に関する京都府・市町村権限移譲推進会議」を設置し、権限移譲を円滑に進めるための方策や事務処理特例条例による段階的な権限移譲について検討を行い、17法令129項目の事務について、平成21年4月に移譲した。</p> <p>その後、平成22年1月に、当該事務の移譲を受けた市町村に対しフォローアップ調査を実施するとともに、3月には、移譲を受けなかった市町村に対して追加の権限移譲の希望照会を行った。</p>
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> <li>本府では、平成9年4月に創設した「大阪版地方分権推進制度」に基づき、市町村の自主的な判断と選択による事務移譲を進めている。</li> <li>17年度以降は、関連する事務を一括して移譲する手法などさらなる事務移譲の推進方策について市町村とともに検討を行い、検討結果をもとに事務移譲を進めていくこととしていた。</li> <li>パッケージ移譲方式の導入(18年度)により、今後はパッケージ移譲を積極的に進め、あわせてこれまでの個別移譲方式による移譲にも取り組むこととしている。</li> <li>21年3月に「大阪発“地方分権改革”ビジョン」を策定。同ビジョンにおいては、当面、平成22年から3年程度で特例市並みの権限を府内市町村に移譲する方針。また、20年度、分権協議会において、大幅な権限移譲を進めるための、新たな財政支援、人的支援のあり方を検討、とりまとめ。</li> <li>21年7月に特例市並みの権限移譲に係る事務の市町村協議を開始。新たな財政支援、人的支援措置の枠組みを提示。</li> <li>22年3月に各市町村ごとのH22～H24の3年間の「権限移譲実施計画(案)」を取りまとめる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>17年度、「大阪府・市町村分権協議会」(府・市町村共同設置)において、さらなる事務移譲を進める方策について検討。「さらなる地方分権の推進に向けて」をとりまとめ。</li> <li>18年度は上記とりまとめを踏まえ、市町村と協議のうえ、施策分野別に19の事務パッケージを作成。あわせて、新たな支援策(パッケージ移譲交付金)の制度化を図った。</li> </ul> <p>&lt;パッケージ方式による移譲実績&gt;</p> <p>19年度:8パッケージ28法令179条項(うち新規移譲12法令139条項)・延べ173市町村</p> <p>20年度:6パッケージ13法令108条項・延べ24市町</p> <p>21年度:2パッケージ6法令15条項(うち新規移譲2法令11条項)・延べ4市</p>

団体名	1 平成17年度から平成21年度までの移譲に関する推進スキーム	2 平成17年度～21年度の進捗状況
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本県では、市町の意向を踏まえつつ、平成6年、平成13年と2度にわたり移譲計画を策定して、権限移譲を推進。</li> <li>・権限移譲については、県から市町への権限移譲等推進計画(平成13年度)の趣旨に基づき、市町からの申し出により対応。</li> <li>・なお、さらなる権限移譲について、市町村合併の進展を考慮しつつ、県と市町のあり方を検討する中で、各々の役割分担を踏まえ、検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年度～20年度においては権限移譲計画に伴う移譲はなく、法改正に伴う事務の追加などを行った。</li> <li>・平成17年4月1日における移譲事務数は679件。</li> <li>・平成18年4月1日における移譲事務数は681件。</li> <li>・平成19年4月1日における移譲事務数は689件。</li> <li>・平成20年4月1日における移譲事務数は688件。</li> <li>・平成21年4月1日における移譲事務数は668件。</li> <li>・平成22年4月1日における移譲事務数は669件。</li> </ul> (長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務を追加)
奈良県	「市町村権限移譲推進指針」に基づき、権限移譲可能事務の洗い出しと市町村要望の聴き取りを行い、県から市町村への積極的な権限移譲の推進を図る。 平成21年度末時点で、総移譲事務数 56法令560条項を目標とする。	土地区画整理法、駐車場法、都市計画法、温泉法に係る事務を新たに移譲。 現在54法令、543条項を移譲済み。
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 権限の移譲、それに見合った財政的支援と人的支援を一体のものとして捉え、より一層権限移譲を促進するための計画を策定する。</li> <li>○ 権限の移譲については、市町村の規模に応じ一定の事務を一律に移譲するだけでなく、市町村の個々の要望に応じて移譲を進めるなど、市町村がより積極的に権限移譲を受け入れることができるよう弾力的に対応する。</li> <li>○ 財政支援については、現行の交付金制度の積算方法の見直しを図るなど、よりの確に所要の財政措置を講じられるよう努める。</li> <li>○ 人的支援については、職員の派遣などスムーズに移譲事務を行えるよう環境整備を図る。</li> <li>○ 「和歌山県・市町村連携会議(権限移譲小委員会)」を市町村との協議の場として活用しながら権限移譲の推進を図り、市町村の機能強化と住民サービスの向上を図る。</li> </ul>	平成17年度 権限移譲小委員会において、ステップアップパッケージ対象事業として4法令35項目を選定し、H18年4月1日から権限委譲  平成18年度 事業の仕分けにより権限移譲事業をリストアップした中から1法令4項目を平成19年4月1日から権限委譲  平成19年度 権限移譲小委員会において、権限移譲検討リスト作成し、市町村の受入条件を整えば、新たな権限移譲が可能な体制を整えることを協議  平成20年度 国の地方分権改革推進委員会の第1次勧告などをベースに市町村への分権に関する計画(H22.4を目的に、中核市に21法律、一般市に49法律、町村34法律を移譲)を策定し、個別法令・事務に関する説明会開催や事務マニュアル作成など移譲作業に着手  平成21年度 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例に係る事務を移譲(37法令254事務が委譲済み) 平成22年度に委譲を予定している事務(48法律)に係る初年度準備金を予算措置
鳥取県	—	H18年度後半から県業務の洗い出しを全庁的に開始し、移譲事務のパッケージ方式などを検討。 さらに、従来の移譲方式だけにこだわらず、県・市町村双方のコスト削減・スリム化となり住民サービスの向上につながるような共同処理方式についても併せて検討。 (H21年度は、副知事と各市町村長で構成する「連携・共同事務検討協議会」及び具体的な検討を行う「連携・共同事務研究会」を県内4地区に設置し、全県的な取組みを開始。)

団体名	1 平成17年度から平成21年度までの移譲に関する推進スキーム	2 平成17年度～21年度の進捗状況																								
島根県	<p>○平成18年度に県と市町村の全体協議の場を設け、権限移譲のメニュー見直しや今後の進め方について、話し合いの下に決定していく。</p> <p>・現行の「市町村への権限移譲計画」(平成15年9月策定)をリニューアル</p> <p>…県と市町村の役割分担の視点に基づく事務事業の洗い出しを行い、移譲事務事業のメニュー見直し・追加を図る。</p> <p>・個別市町村の規模・能力に応じた移譲協議のあり方と推進体制の決定</p> <p>・権限移譲に係る気運醸成の企画の決定</p>	<p>○18年11月20日に「県・市町村地方分権セミナー」を開催した。</p> <p>○19年3月28日に「市町村への権限移譲計画」を改訂した。</p> <p>○改定した計画に基づき、次のとおり移譲を行った。</p> <p>《H19》新規3項目 (追加移譲を含めると3項目(21市町村延べ43項目))</p> <p>《H20》新規13項目 (追加移譲を含めると27項目(21市町村延べ112項目))</p> <p>《H21》新規19項目 (追加移譲を含めると37項目(21市町村延べ56項目))</p> <p>《H22》新規項目無し (追加移譲を含めると6項目(8市町村延べ10項目))</p>																								
岡山県	<p>[H20年度まで]</p> <p>・「市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画」を策定し権限移譲の対象となる事務と市町村の規模等を提示する。</p> <p>・移譲する事務・権限ごとに移譲予定時期を設定する。(移譲対象事務・権限:167事務)</p> <p>・具体的な移譲事務や移譲時期等を定めるため県と市町村とで構成する「協議・調整の場」を設置する。</p> <p>[H21年度以降]</p> <p>・「市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画」を改訂(改訂版の策定)し、新たに追加した事務も含め、移譲の対象とする事務を提示する。(移譲対象事務・権限:191事務)</p> <p>・連絡会議の開催等により、県と市町村の意見交換や情報交換を十分に行い、さらなる移譲に取り組む。</p>	<p>・H17年11月に「市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画」を策定し、旅券発給事務の全市町村への移譲など75事務の移譲を決定した。</p> <p>・H18年11月に「市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画」を改訂し、農地転用許可事務の全市への移譲など26事務の移譲を決定した。</p> <p>・H19年11月に「市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画」を改訂し、地域密着型サービスとなる有料老人ホームの設置届出事務の全町村への移譲など8事務の移譲を決定した。</p> <p>・H20年11月に「市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画」を改訂し、政令市となる岡山市への特定非営利活動法人の認証事務等5事務の移譲を決定した。(H20年度までの移譲決定数:計114事務)</p> <p>・H21年3月、新たに「市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画&lt;改訂版&gt;」を策定し、移譲対象事務の追加や計画期間の延長等を行った。</p> <p>・H22年2月に「市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画&lt;改訂版&gt;」を一部改訂し、社会福祉法人の設立認可事務の1市への移譲など9事務の移譲を決定した。(H21年度までの移譲決定数:123事務/県移譲計画ベース)</p>																								
広島県	<p>・『分権改革推進計画』(平成16年11月策定。以下「分権計画」という。)に基づき、計画で定めた事務・権限(分権計画「事務事業移譲項目一覧表」に掲げる事務・権限)を、基礎自治体の規模による差を設けることなく、現行制度上移譲可能なものについては前半3年間、その他のものについても5年の計画期間(平成17年度から21年度まで)内に、順次、移譲する。</p> <p>・移譲を円滑に進めるため、県と市町との間で、事務移譲具体化協議会を設置し、市町と協議の上、移譲具体化プログラムを策定し移譲を進める。</p>	<p>【移譲具体化プログラムの策定】</p> <p>・県と市町の間で、事務移譲具体化協議会を設置し、協議を進めた結果、18年度までに全23市町においてプログラムが策定され、移譲実施計画が整備された。(17年度:13市町、18年度10市町)</p> <p>【事務・権限の移譲】</p> <p>・市町ごとのプログラムに基づき、17年度～22年度当初(4月)までの間に、移譲対象事務(制度的制約のある事務を除く。)2,446事務の約7割を移譲した。</p> <table border="1" data-bbox="1317 1110 1704 1326"> <thead> <tr> <th>移譲年度</th> <th>移譲市町</th> <th>移譲事務数 (市町延数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17年度</td> <td>4市</td> <td>80事務</td> </tr> <tr> <td>18年度</td> <td>18市町</td> <td>322事務</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>23市町</td> <td>673事務</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td></td> <td>546事務</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td></td> <td>145事務</td> </tr> <tr> <td>22年度(4月)</td> <td></td> <td>42事務</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>1,808事務※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※移譲対象2,446事務(全市町延数)に占める割合 : 73.9%</p>	移譲年度	移譲市町	移譲事務数 (市町延数)	17年度	4市	80事務	18年度	18市町	322事務	19年度	23市町	673事務	20年度		546事務	21年度		145事務	22年度(4月)		42事務	計		1,808事務※
移譲年度	移譲市町	移譲事務数 (市町延数)																								
17年度	4市	80事務																								
18年度	18市町	322事務																								
19年度	23市町	673事務																								
20年度		546事務																								
21年度		145事務																								
22年度(4月)		42事務																								
計		1,808事務※																								

団体名	1 平成17年度から平成21年度までの移譲に関する推進スキーム	2 平成17年度～21年度の進捗状況
山口県	<p>〈制度〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全市町を対象とした「メニュー方式」を創設(平成12年度:33法令33事務)</li> <li>・合併市町を対象とした「パッケージ方式」を創設(平成16年度:5分野20パッケージ110項目)</li> </ul> <p>〈移譲事務数の目標設定〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成21年度までに各合併市町に少なくとも1パッケージの移譲を目指す (18年度:1パッケージ → 21年度:11パッケージ)</li> <li>○パッケージの拡充にあわせ、目標を25パッケージに拡大(19年度)</li> </ul> <p>〈今後の取組方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市町への権限移譲を積極的に推進するため、庁内等における推進体制の整備を図るとともに、合併後の市町の状況や意向を踏まえ、市町自らの積極的な取組を要請 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県と市町との協議の場である地方分権推進協議会の組織の拡充(8広域圏の代表→全市町)</li> <li>・個別市町ごとに権限移譲の具体化に向けた協議・調整の場を設置(具体的な移譲事務の選定、受入体制の整備、人的・財政的支援の検討、研修等の調整等)</li> <li>・庁内推進体制の整備(権限移譲サポートチームの拡充、県民局の活用等)</li> </ul> </li> <li>○円滑な移譲に向けて、必要な財政的支援、人的支援を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>①移譲事務交付金の見直し(H19)</li> <li>②市町職員の受入研修、県職員の派遣等の実施</li> </ul> </li> <li>○権限移譲の対象となる事務の見直し・拡充を実施するとともに、特に合併した市町を対象とする「パッケージ方式」については、市町の取り組みやすいパッケージ内容となるよう、その見直しを実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全市町を対象とした意向調査やフォローアップ調査の実施</li> <li>・パッケージの拡充(農林水産分野、商工労働分野の新設等を検討)</li> </ul> </li> <li>○移譲対象事務の継続的な点検・見直し(H20～)</li> </ul>	<p>〈移譲事務数〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>H18.4.1現在:1パッケージ 34法令38事務</li> <li>H19.4.1現在:6パッケージ 47法令57事務</li> <li>H20.4.1現在:30パッケージ 60法令86事務</li> <li>H21.4.1現在:39パッケージ 64法令95事務</li> <li>H22.4.1現在:48パッケージ 67法令99事務 (法令には県条例を含む)</li> </ul> <p>〈17～21年度の取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○庁内等における推進体制の整備(⑱～) <ul style="list-style-type: none"> <li>・県政集中改革の主要課題に位置づけ、全庁的に取り組む体制の整備</li> <li>・庁内関係課による権限移譲サポートチームの編成</li> <li>・地方分権推進協議会の組織の拡充(全市町の参加等)</li> </ul> </li> <li>○市町への積極的な取組要請の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・移譲事務説明会の開催(⑳㉑)</li> <li>・知事と広域合併市町長との懇談会の開催(㉒)</li> <li>・県担当部長と合併市町副市町長との懇談会の開催(㉓)</li> <li>・「権限移譲加速化指針(H21策定)」に沿った取組を要請(21)</li> </ul> </li> <li>○財政的支援、人的支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・移譲事務交付金の交付(毎年)</li> <li>・市町職員の受入研修(⑰1名、⑱1名、㉑2名、㉒1名)の実施</li> <li>・県職員の派遣(⑰⑱⑳各1名)の実施</li> </ul> </li> <li>○権限移譲対象事務の見直し・拡充 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の事務・権限の総点検の実施(㉒)</li> <li>・移譲対象事務に関する市町意向調査(㉓)</li> <li>・移譲対象事務・パッケージの見直し・拡充(㉔) <ul style="list-style-type: none"> <li>80法令、116事務 → 113法令、191事務</li> <li>5分野20パッケージ → 7分野、32パッケージ (商工・農林分野の追加)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○全市町を対象とした調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・移譲事務受入意向調査(毎年)</li> <li>・移譲後のフォローアップ調査(毎年)</li> </ul> </li> <li>○市町別の権限移譲実施計画の作成(㉕～) <ul style="list-style-type: none"> <li>県と市町の合意による、今後3年間の年次計画作成</li> </ul> </li> <li>○県ホームページによる情報提供(㉕～)</li> </ul>

団体名	1 平成17年度から平成21年度までの移譲に関する推進スキーム	2 平成17年度～21年度の進捗状況
徳島県	<p>○各年度の取り組み</p> <p>【17年度】</p> <p>①権限移譲推進要綱(H14.3策定)に基づき、新たに1法令等13項目を移譲(ただし、1法令等8項目を廃止)</p> <p>(H17.4現在「事務処理の特例に関する条例」に掲載の移譲事務:29法令等213項目)</p> <p>②(新)権限移譲推進要綱を策定(H18.3)</p> <p>・推進期間 平成18年度～22年度</p> <p>・移譲候補事務 93事務(84法令等、1,064項目)</p> <p>【18年度】</p> <p>①権限移譲推進要綱(H14.3策定)に基づき、新たに6法令等126項目を移譲(ただし、6法令等29項目を廃止)</p> <p>(H18.4現在「事務処理の特例に関する条例」に掲載の移譲事務:29法令等363項目)</p> <p>【19年度～21年度】</p> <p>①(新)権限移譲推進要綱(H18.3)に基づき、年度別に設定した重点推進パッケージ・事務を要綱に基づき計画的に推進</p> <p>○権限移譲のポイント</p> <p>①市町村の同意に基づく移譲</p> <p>②合併市町への重点的な推進</p> <p>③パッケージ(関連性の高い複数の事務をまとめたもの)単位での移譲</p> <p>④市町村の規模別の移譲(市町村・市・人口20万人以上の市)</p> <p>⑤可能な限り対象となる全市町村へ移譲</p> <p>⑥市町村に事務内容や移譲の効果をわかりやすく提示</p> <p>⑦権限移譲の計画的な推進(年度別の重点推進パッケージの設定等)</p> <p>⑧進捗状況等を踏まえ、毎年度移譲候補事務等について見直し</p> <p>○県の支援</p> <p>①庁内の支援体制の整備</p> <p>②財政的支援(移譲事務交付金の交付、特に困難なパッケージ移譲を受ける市町村に対して特別交付金を交付)</p> <p>③人的支援(市町村職員の研修受入、県職員の派遣等)</p> <p>④市町村の事務負担の軽減(事務処理マニュアルの作成、研修会の開催等)</p> <p>⑤庁内組織「地方分権推進本部」、市町村代表及び庁内関係課で構成する「地方分権推進協議会」等を活用し、移譲候補事務や推進状況等について随時協議</p>	<p>【17年度】</p> <p>①17年4月1日から、新たに1法令等13項目を移譲</p> <p>②18年3月に、(新)権限移譲推進要綱を策定し、移譲候補事務として93事務(84法令等1,064項目)を選定した。また、事務処理上関連性の高い事務を「パッケージ」としてまとめ、原則としてパッケージ単位で移譲することとした。</p> <p>③権限移譲推進特別交付金を創設し、困難度の高いパッケージの移譲を受ける市町村に対して、特別交付金を交付することとした。</p> <p>【18年度】</p> <p>①18年4月1日から、新たに6法令等126項目を移譲</p> <p>②(新)権限移譲推進要綱に基づいて市町村への権限移譲を推進してきた結果、19年度移譲候補事務として34事務を提示し、うち31事務がいずれかの市町村で受入。また、パッケージ単位では、9パッケージを提示し、うち8パッケージがいずれかの市町村で受入。</p> <p>【19年度】</p> <p>①新要綱に基づき、20年度移譲事務として29事務を提示し、うち3事務が全市町村で受入、20事務がいずれかの市町村で受入。(※20年4月1日から、新たに18法令等250項目を移譲)</p> <p>法令等には県条例を含む。</p> <p>【20年度】</p> <p>①要綱に基づき、21年度移譲事務として19事務を提示し、うち6事務がいずれかの市町村で受入。平成18年度～平成20年度の3年間で提示した87の移譲候補事務のうち68事務についていずれかの市町村で受入。(※21年4月1日から、新たに6法令等58項目を移譲)</p> <p>【21年度】</p> <p>要綱に基づき、平成18年度～平成20年度の3年間で提示した87の移譲候補事務に、1の新規移譲候補事務を加えた88事務を提示し、うち27事務がいずれかの市町村で受入。パッケージ単位では8パッケージがいずれかの市町村で受入。18年度～21年度の取組により、提示した88事務のうち69事務がいずれかの市町村で受入。(※22年4月1日から、新たに1法令4項目を移譲)</p> <p>※項目＝条項</p> <p>【5年間の取組成果】</p> <p>平成14年3月に策定した「徳島県権限移譲推進要綱」(推進期間 14年度～17年度)の下では、19事務の移譲に留まっていたが、平成18年3月に新たな権限移譲推進要綱(推進期間18年度～22年度)を策定し、計画的に権限移譲を推進したところ、平成22年4月までの間に、69事務を市町村へ移譲した。</p>
香川県	<p>1. 考え方</p> <p>・従前の個別事務の移譲から、市町において住民に身近な事務を主体的・総合的に実施できるよう、一定の分野の事務を包括的に移譲する方向で方式を見直し、さらなる市町への権限移譲を推進する。</p> <p>2. スケジュール</p> <p>・香川県権限移譲推進方針をH21.3に取りまとめたところ。H21年度においては、香川県分権推進に係る県・市町連絡会議にワーキンググループを設置し、検討・協議を行う予定。</p> <p>3. 推進体制</p> <p>・県と市町との適切な役割分担のもと、権限移譲が円滑に行われるように県と市町がともに検討・協議するため、香川県分権推進に係る県・市町連絡会議を設置した。</p>	<p>○H17年度</p> <p>・新たに5事務を4市1町へ移譲。</p> <p>・既移譲事務の移譲対象市町を拡大。</p> <p>○H18年度</p> <p>・既移譲事務の項目の追加等を実施。</p> <p>・市町長会議の場で、県と市町の役割分担や権限移譲について、市町長と意見交換。</p> <p>・トップ政談会の場で、県と市町の役割分担や権限移譲について、意見交換を行うことを呼びかけ。</p> <p>○H19年度</p> <p>・H20年度から、新たに公害防止に関する34項目の事務を高松市に移譲することを決定。</p> <p>・権限移譲のさらなる推進を図るため、市町との意見交換を行いながら、権限移譲の推進に関する方針を取りまとめていくこととした。</p> <p>○H20年度</p> <p>・H21年度から、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に関する事務をはじめ16事務を移譲することを決定。</p> <p>・県と市町との適切な役割分担のもと、権限移譲が円滑に行われるように県と市町がともに検討・協議するため、香川県分権推進に係る県・市町連絡会議を設置し、平成21年3月に香川県権限移譲推進方針を策定した。</p> <p>○H21年度</p> <p>・農地法に関する事務をはじめ、32事務を移譲した。</p>

団体名	1 平成17年度から平成21年度までの移譲に関する推進スキーム	2 平成17年度～21年度の進捗状況
愛媛県	<p>・昭和54年度から全国に先駆けて、市町村への権限移譲の取組みを開始。平成16年度から「地方分権型行政システム構築に向けた権限移譲推進指針」に基づき、一連の事務を包括したパッケージ方式を導入し包括移譲にも取り組む。</p> <p>・17年度 「地方分権型行政システム構築に向けた権限移譲推進指針」に基づき希望のあった市町と協議を進め、市町から応諾後、移譲。(18年4月から、西条市へ2法令48項目、東温市へ2法令75項目を移譲。)</p> <p>・18年度 県と市町との協議の場を設置し、市町の意見等について協議・調整を行いながら、計画的に更なる移譲を推進する。 具体的には、20市町の副市町長と県の各部長、各地方局長で構成する「県・市町権限移譲検討協議会」を設置し意見交換を行うほか、下部組織として、県及び市町の関係課長で構成する部会を中核市、一般市、町の3区分ごとに設置し、移譲項目、移譲時期、受入体制整備等について具体的に協議、調整等を行い、18年度から21年度までを権限移譲推進期間として権限移譲を推進。</p> <p>・21年度指針等を改訂、地域主権改革の動向を踏まえ、次年度以降も引き続き権限移譲を推進する予定。</p>	<p>○17年度 3法令123事務移譲</p> <p>○18年度 6法令49事務移譲 ・H18.4 「県・市町権限移譲検討協議会」及び「検討部会(中核市、一般市、町)」を設置 ・H18.9 「愛媛県権限移譲推進指針」策定 市町の意見、要望を踏まえ、移譲対象事務や支援措置等を提示 ・H19.1 「権限移譲具体化プログラム」策定 計画的な移譲を推進するため、市町毎に移譲予定事務、移譲予定年度等を提示</p> <p>○19年度 21法令300事務移譲 ・H19.11 「愛媛県権限移譲推進指針」及び「権限移譲具体化プログラム」改訂 移譲対象事務や移譲予定事務、移譲予定年度等の見直しを行う。</p> <p>○20年度 19法令378事務移譲 ・H20.11 「愛媛県権限移譲推進指針」及び「権限移譲具体化プログラム」改訂 移譲対象事務(53パッケージ58法令1,075事務)や移譲予定事務、移譲予定年度等の見直しを行う。</p> <p>○21年度 13法令186事務移譲 ・H22.2 「愛媛県権限移譲推進指針」及び「権限移譲具体化プログラム」改訂 指針等の推進期間を削除、指針を恒久化。 移譲対象事務(56パッケージ62法令1,134事務)や移譲予定事務、移譲予定年度等の見直しを行う。</p>
高知県	<p>○平成17年2月に作成した「市町村への権限移譲計画」に基づき権限移譲を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権限移譲候補事務等に関する説明会の開催</li> <li>・市町村への希望申し出の調査</li> <li>・申し出のあった事務についての協議、調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18年4月に権限移譲推進計画の一部変更を行った。(権限移譲候補事務 H17:107事務⇒H18:105事務)</li> <li>・19年7月に権限移譲推進計画の一部変更を行った。(権限移譲候補事務 H18:105事務⇒H19:111事務)</li> <li>・20年6月に権限移譲推進計画の一部変更を行った。(権限移譲候補事務 H19:111事務⇒H20:112事務)</li> <li>・21年7月に権限移譲推進計画の一部変更を行った。(権限移譲候補事務の変更なし)</li> </ul>
福岡県	<p>・中核市(久留米市)への大幅な権限移譲を行うとともに、市町村合併の進展を踏まえ、市町村と協議しながら、権限移譲を進めていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年4月1日からの久留米市の中核市移行に伴い、権限移譲を行った(事務処理特例条例に基づく移譲事務:348事務)。 【参考】法令移譲事務:1,548事務及びこれらに密接に関連する県単独事務:64事務</li> <li>・中核市となった久留米市と協議が調った26事務を、平成21年4月1日から移譲することとした(事務処理特例条例に基づく移譲)。</li> <li>・権限移譲推進協議会において市町村と協議が調った4法令21事務を、平成21年4月1日から市町村に移譲することとした。</li> <li>・平成21年4月1日から移譲を開始していた1法令4事務及び1法令11事務について、協議が調った2市1町及び4市にそれぞれ平成22年4月1日から移譲することとした。</li> </ul>

団体名	1 平成17年度から平成21年度までの移譲に関する推進スキーム	2 平成17年度～21年度の進捗状況
佐賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年9月に「佐賀県権限移譲実施計画」及び「権限移譲可能事務リスト」(平成20年度末現在、リスト掲載法令・条例数80)を策定。</li> <li>・毎年度、庁内各課と各市町村に対し、新規移譲可能事務について意向調査を実施し、権限移譲可能事務の拡充を図る。</li> <li>・毎年度、市町村に権限移譲可能事務リスト(権限移譲の対象となる事務と市町村の規模等)を提示し、希望に基づき権限移譲を行う。</li> <li>・県と市町村との協議の場として「市町村権限移譲等協議会」を定期的に開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他都道府県の状況も踏まえ、本県で移譲していない事務については積極的に担当課との協議、問題点の洗い出しを行い、移譲事務の拡充に努めている。</li> <li>・特色あるまちづくりを目指す市町村に対し、一定分野の事務をまとめて移譲できるようパッケージを準備し、包括移譲にも努めている。</li> <li>・年1回だった協議会を、平成16年度以降、年2回の開催とし、市町村の意向をより把握できる機会の確保に努めている。</li> <li>・平成20年度は、「権限移譲可能事務リスト」の拡充に取組み、その結果、リスト掲載の法令・条例数が平成19年度から平成20年度にかけて49から80にまで増加した。</li> <li>・市町長等が集まる機会を利用して、市町や市長会、町村会に対して、権限移譲の積極的な取組みを働きかけている。</li> <li>・市町職員を対象とした権限移譲のメリット等を紹介する広報紙(権限移譲通信)の配布を行った。</li> </ul>
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年度策定の「長崎県権限移譲推進計画」により平成14年度から平成18年度までの移譲を進めている。[5か年で58項目317事務を移譲(うち7項目45事務移譲)]</li> <li>・平成18年度に新たな権限移譲推進計画を策定し、平成19年度から順次移譲を進める予定</li> </ul>	<p>18年12月に「長崎県権限移譲推進方針」を策定した。(移譲項目:131項目、1,293事務)  移譲項目数は、平成21年度末時点で、26項目、255事務を移譲している。</p>
熊本県	<p>「熊本県事務・権限移譲推進指針(平成17年6月策定)」に基づき移譲を推進</p>	<p>平成17年6月に「熊本県事務・権限移譲推進指針」(推進期間:平成17年度～平成21年度)を策定。  平成18年4月から24法令128項目の事務・権限を移譲。  平成19年4月から18法令136項目の事務・権限を移譲。  平成20年4月から16法令179項目の事務・権限を移譲。  平成21年4月から8法令77項目の事務・権限を移譲。  平成21年3月に更なる移譲を推進するため、指針の見直しを行い、「第2次熊本県事務・権限移譲推進指針」(推進期間:平成21年度～平成23年度)を策定。  平成22年2月から15法令133項目の事務・権限を移譲。</p>
大分県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権限移譲に関する県と市町村とのワーキンググループ会議を設置(平成18年1月)</li> <li>・市町村との協議を行った上で、権限移譲推進計画(仮称)を策定(平成18年度中)</li> <li>・権限移譲推進計画(仮称)に沿った権限移譲の実施(平成19年度から段階的に実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18年1月に県と市町村とのワーキンググループを設置</li> <li>・移譲対象事務の選定や移譲時期についてワーキンググループで協議を行った結果、選択移譲を導入</li> <li>・選択移譲の導入により、平成20年4月1日現在で、新たに14法令229事務の移譲を行うこととなった。</li> <li>・平成21年4月には、1法令34事務を新たに移譲</li> <li>・平成22年4月には、新たに移譲された法令事務はないものの、選択移譲として取り組んでいる6法令(全体9法令)について、のべ20市町村に移譲</li> </ul>

団体名	1 平成17年度から平成21年度までの移譲に関する推進スキーム	2 平成17年度～21年度の進捗状況
宮崎県	<p>平成18年2月に策定した「宮崎県行政改革大綱2006」において、平成21年度末までの市町村への移譲対象事務数の数値目標(1,800事務:以下、事務数はすべて法令等の条項ベース)を設定</p> <p>平成18年3月に「権限移譲推進方針」を策定し、市町村への移譲対象となる具体的な事務(1,523事務)を提示するとともに、市町村への財政及び人的支援策を明記した。</p> <p>平成19年6月に新たに「宮崎県行財政改革大綱2007」を策定し、平成23年4月1日までの市町村への移譲対象事務数(2,400事務)及び移譲済み事務数(1,200事務)の数値目標を設定。</p> <p>平成19年8月に「権限移譲推進方針」を改訂し、市町村へ提示する移譲対象事務を1,714事務とし、総数2,023事務に拡大した。</p> <p>平成20年7月に「権限移譲推進方針」を改訂し、市町村へ提示する移譲対象事務を1,971事務とし、総数2,280事務に拡大した。</p> <p>平成21年7月に「権限移譲推進方針」を改訂し、市町村へ提示する移譲対象事務を2,150事務とし、総数2,425事務に拡大した。</p> <p>平成21年9月に「宮崎県地方分権・道州制研究会」(知事を会長に、副知事及び各部署局長で構成)を設置</p> <p>平成22年3月に上記研究会において、本県における地方分権改革に対する今後の対応方針等をまとめた報告書を策定</p>	<p>平成18年3月に「権限移譲推進方針」策定</p> <p>平成18年度に42事務を市町村へ権限移譲</p> <p>平成19年度に287事務を市町村へ権限移譲</p> <p>平成20年度に484事務を市町村へ権限移譲</p> <p>平成21年度に142事務を市町村へ権限移譲</p> <p>※ 各年度の移譲事務数は、前年度までに一部の市町村に移譲されている事務であっても、当該年度に他の市町村にも移譲された事務については、1事務とカウントしている。</p>
鹿児島県	<p>・市町村への権限移譲については、平成17年度までは、全市町村、全市という単位で一律に同一時期から移譲することを基本として、市町村の代表等からなる「市町村権限移譲等協議会」において協議がととのった事務について移譲を進めた。</p> <p>・しかし、分権型社会の構築が進むとともに、市町村合併の進展により、自立的な事務処理が可能な市町村が増加したことから、平成18年度からは17年7月に策定した権限移譲プログラムに基づき、62法令787事務(平成22年4月改訂77法令947事務)を対象に、地方分権の意欲のある市町村に対し、地域の実情に応じてそれぞれのニーズに合った権限移譲を進めることとした。特に、市町村合併により新たに誕生した人口10万人以上の市に対しては、思い切った権限・財源移譲を進め、地域の核となる都市づくりを進めていきたいと考えている。</p> <p>・具体的には、市町村から移譲希望を募り、それを受けて個別協議のととのったものについて移譲を行うこととし、18年度から22年度までに、43市町村に対し、34法令343事務を移譲しているところであり、今後とも、市町村との協議がととのったものについて、随時、権限移譲を進めることとしている。</p> <p>・なお、全市町村等に一律に権限移譲する場合には、引き続き協議会において協議することとしている。</p>	<p>17年7月20日に権限移譲プログラム(62法令787事務を移譲対象)を策定</p> <p>18年度(18年4月1日)から12市町村に15法令158事務を移譲</p> <p>19年度(19年4月1日)から28市町村に29法令287事務を移譲</p> <p>20年度(20年4月1日)から21市町村に18法令229事務を移譲</p> <p>21年度(21年4月1日)から30市町村に16法令185事務を移譲</p> <p>22年度(22年4月1日)から31市町村に14法令184事務を移譲</p> <p>※平成22年4月1日現在における「権限移譲プログラム」に基づく権限移譲件数 34法令38項目343事務</p>
沖縄県	<p>沖縄県権限移譲推進のための指針を策定し、権限移譲の対象となる事務について所管部及び市町村と調整していく。</p>	<p>19年3月30日に権限移譲推進指針を策定</p> <p>19年11月2日に市町村説明会を実施</p> <p>19年12月に全市町村へ「権限移譲希望事務調査」を実施</p> <p>20年4月～8月にかけて県内全圏域(北部・中部・南部・宮古・八重山)で市町村説明会を実施</p> <p>21年2月の県議会において「沖縄県の事務処理の特例に関する条例」を改正(新たに9事務を市町村へ移譲)</p> <p>21年9～11月移譲希望のあった21項目413事務を中心に関係各課を通じて市町村との協議を実施</p> <p>22年2月の県議会において事務処理特例条例を改正(新たに170事務を市町村へ移譲)</p>